

岩手県教育委員会教育長告示第3号

岩手県教育表彰実施要綱（昭和51年岩手県教育委員会教育長告示第1号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月29日

岩手県教育委員会

教育長 高橋嘉行

改正前	改正後
<p>(事績顕著者表彰対象者)</p> <p>第2 表彰規程第2条第1号に該当するものとして表彰の対象とするものは、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 学校における保健安全指導等に尽力し、顕著な功労があつた者</p> <p>(2) 社会教育</p> <p>ア 青少年教育、婦人教育、成人教育等社会教育の分野における指導者として活動し、社会教育の振興に顕著な功労があつた者</p> <p>イ 地域の社会教育活動に尽力し、その進展に著しい功労があつた者</p> <p>ウ 社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体であつて、その組織及び活動が優れ、他の団体の模範とするに足るもの</p> <p>(3) 社会体育</p> <p>ア スポーツ活動の指導者として活動し、社会体育の振興に顕著な功労があつた者</p> <p>イ 運動競技者として技術の研さんに努め、優秀な成績を挙げた者</p> <p>ウ 地域又は職域におけるスポーツ活動の振興を目的として結成された団体であつて、その組織及び活動が優れ、他の団体の模範とするに足るもの</p> <p>(4) 学術、文化</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 文化財に関する調査研究等に尽力し、文化財の保存、活用等に顕著な功労があつた者</p> <p>(5) 教育行政</p> <p>教育行政に尽力し、その推進に著しく寄与した者</p> <p>(永年勤続者表彰対象者)</p> <p>第3 表彰規程第2条第2号に該当するものとして表彰の対象とする者は、毎年8月31日現在において、次の各号のいずれ</p>	<p>(事績顕著者表彰対象者)</p> <p>第2 表彰規程第2条第1号に該当するものとして表彰の対象とするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 学校教育 次に掲げるもの</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 学校における保健安全指導等に尽力し、顕著な功労があつた者</p> <p>(2) 社会教育 次に掲げるもの</p> <p>ア 青少年教育、婦人教育、成人教育等社会教育の分野における指導者として活動し、社会教育の振興に顕著な功労があつた者</p> <p>イ 地域の社会教育活動に尽力し、その進展に著しい功労があつた者</p> <p>ウ 社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体であつて、その組織及び活動が優れ、他の団体の模範とするに足るもの</p> <p>(3) スポーツ 次に掲げるもの</p> <p>ア 指導者として活動し、スポーツの振興に顕著な功労があつた者</p> <p>イ 競技者として技術の研さんに努め、優秀な成績を挙げた者</p> <p>ウ 地域又は職域におけるスポーツ活動の振興を目的として結成された団体であつて、その組織及び活動が優れ、他の団体の模範とするに足るもの</p> <p>(4) 学術、文化 次に掲げるもの</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 文化財に関する調査研究等に尽力し、文化財の保存、活用等に顕著な功労があつた者</p> <p>(5) 教育行政 教育行政に尽力し、その推進に著しく寄与した者</p> <p>(永年勤続者表彰対象者)</p> <p>第3 表彰規程第2条第2号に該当するものとして表彰の対象とする者は、毎年8月31日現在において、次の各号のいずれ</p>

かに掲げる職員として在職している者で、在職期間が引き続き25年以上であり、かつ、その勤務成績が優良であるものとする。

(1) [略]

(2) 岩手県教育委員会の任命に係る県立学校の職員（岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第3号。以下「高等学校管理運営規則」という。）第20条の11（岩手県立盲学校、聾学校及び養護学校の管理運営に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第4号）第7条第1項において準用する場合を含む。）の職にある者を除く。）

(3) [略]

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、表彰の対象としない。

(1) [略]

(2) 退職を勧奨され、応諾しなかつた者

(3) [略]

かに掲げる職員として在職している者で、在職期間が引き続き25年以上であり、かつ、その勤務成績が優良であるものとする。

(1) [略]

(2) 岩手県教育委員会の任命に係る県立学校の職員（岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第3号）第20条の11（岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第4号）第7条第1項及び岩手県立中学校の管理運営に関する規則（平成20年岩手県教育委員会規則第14号）第13条において準用する場合を含む。）に定める職にある者を除く。）

(3) [略]

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいづれかに該当する者は、表彰の対象としない。

(1) [略]

(2) 退職を勧奨され、応諾しなかつた者

(3) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。